

官報

平成二十八年二月十八日

○第百九十回 衆議院会議録 第十二号

平成二十八年二月十八日(木曜日)

平成二十八年二月十八日
午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

高市総務大臣の平成二十八年年度地方財政計画に
ついての発言並びに地方税法等の一部を改正
する等の法律案(内閣提出)及び地方交付税法
等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨
説明並びに質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

国務大臣の発言(平成二十八年年度地方財政計
画について)並びに地方税法等の一部を改
正する等の法律案(内閣提出)及び地方交付
税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、平成二十八年年度地
方財政計画についての発言並びに内閣提出、地方
税法等の一部を改正する等の法律案及び地方交付
税法等の一部を改正する法律案について、趣旨の
説明を求めます。総務大臣高市早苗君。

(国務大臣高市早苗君登壇)

○国務大臣(高市早苗君) 平成二十八年年度地方財
政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する
等の法律案及び地方交付税法等の一部を改正する
法律案の趣旨について御説明申し上げます。

まず、平成二十八年年度地方財政計画の概要につ
いて御説明申し上げます。

本計画の策定に際しましては、通常収支分につ
いては、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の
経済情勢等を踏まえ、地方創生や地方の重点課題
に対応するために必要な経費を計上するとともに
に、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上
を行う一方、国の取り組みと基調を合わせた歳出
改革を行うこととしております。

あわせて、引き続き生じる財源不足について

は、適切な補填措置を講じることとして、地方の
一般財源総額について、前年度の地方財政計画を
上回る額を確保することとしております。

また、東日本大震災分については、復旧復興事
業について、直轄・補助事業に係る地方負担分等
を措置する震災復興特別交付税を確保することと
しております。

以上の方針のもとに、平成二十八年年度の地方財
政計画を策定いたしました結果、歳入歳出総額の
規模は、通常収支分については、前年度に比べ四
千八百八十三億円増の八十五兆七千五百九十三億
円、東日本大震災分については、復旧復興事業
が、前年度に比べ二千二百六十一億円減の一兆七
千七百九十九億円などとなっております。

次に、地方税法等の一部を改正する等の法律案
について、その趣旨を御説明申し上げます。

現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環の確
立に向けた法人税改革の一環として、法人事業税
の所得割の税率の引き下げと外形標準課税の拡大
等を行うとともに、地方創生の推進に向け、地域
間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を
図るための法人住民税法人税割の税率を引き下
げ、地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止
等を行います。

また、自動車取得税の廃止、自動車税及び軽自
動車税における自動車の環境性能に応じて税率が
決定される環境性能割の導入、一定の遊休農地等
の保有に係る課税の強化及び軽減等を行うほか、
個人住民税の徴収引継特別の対象拡大等の納税環
境の整備、税負担軽減措置等の整理合理化等を行
うこととしております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案
について、その趣旨を御説明申し上げます。

地方交付税の総額について、平成二十八年年度分
の通常収支に係る地方交付税の総額を平成二十七
年度とほぼ同額の十六兆七千三百億円確保すると
もに、普通交付税の算定に用いる単位費用の改正
を行うこととしております。

さらに、平成二十八年年度分の震災復興特別交付
税について、新たに三千四百七十八億円を確保
し、総額四千八百二億円とするともに、普通交
付税と特別交付税の割合の維持、地方債の協議不
要対象団体の要件の緩和等を行うこととしており
ます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りま
すようお願い申し上げます。(拍手)

国務大臣の発言(平成二十八年年度地方財政計
画について)並びに地方税法等の一部を改
正する等の法律案(内閣提出)及び地方交付
税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの地方財政計画に
ついての発言及び二法律案の趣旨の説明に対して
質疑の通告があります。順次これを許します。原
田憲治君。

(原田憲治君登壇)

○原田憲治君 自由民主党の原田憲治でございます。

私は、自由民主党を代表し、ただいま議題とな
りました平成二十八年年度地方財政計画並びに地方
交付税法等の一部を改正する法律案及び地方税法
等の一部を改正する等の法律案について、安倍総
理及び高市総務大臣に質問をさせていただきます。
(拍手)

我が国の景気は、アベノミクス効果で緩やかな
回復基調が続いております。地域経済において
も、第二次安倍内閣発足以降、各地域における有
効求人倍率が上昇するとともに、一人当たりの賃
金や就業率数が改善しており、経済の好循環に向
けた動きは地方へと波及しつつあります。今後、
そうした経済の好循環を地方においてしっかりと
実現していく必要があります。

また、平成二十八年度においては、本年度に引
き続き、まち・ひと・しごと創生の取り組みを推

進していく必要があります。我が国の人口減少は歯どめがかかつておらず、東京圏への人口流入も続いているなど、状況は厳しさを増しており、来年度は、各地方公共団体が策定した地方版総合戦略に基づき、具体的な事業を本格的に推進することが求められているところであります。

こうしたことから、平成二十八年度においては、地方創生の取り組みに係る環境を整備し、ローカル・アベノミクスの浸透を図る観点から、地方公共団体が自由に使える財源である地方税、地方交付税といった地方一般財源の総額を確保することが重要と考えます。

また、ことは東日本大震災の発災から五年に当たり、平成二十八年度は復興・創生期間初年度に当たります。震災からの復興をしっかりと進めていく観点も大変重要でございます。

そこで、高市総務大臣にお尋ねをいたします。平成二十八年度の地方財政対策においては、前年度を〇・一兆円上回る一般財源総額が確保され、震災復興特別交付税は四千八百二億円が確保されているとのことですが、高市総務大臣御自身は今回の地方財政対策をどう評価されておられますでしょうか。お尋ねをいたします。

次に、地方法人課税の偏在是正についてお伺いをいたします。

安倍政権の大きな方針である地方創生を進めるためには、地方公共団体が安定的な財政運営を行うことができる地方税体系を構築する必要があります。安倍総理も施政方針の中で、地方法人課税の偏在是正を行い、過疎に直面する地方でも財源をしっかりと確保する旨を表明されておられますが、改めて、地方法人課税の偏在是正を今回の法案に盛り込むこととした趣旨と地方創生に向けた決意を総理にお伺いいたします。

次に、法人事業税の外形標準課税の拡大についてお伺いいたします。

デフレ脱却・経済再生をより確実なものにして

いくため、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げることににより、法人課税を成長志向型の構造に変えていく法人税改革を進めていくことは極めて重要であります。

今回の改正においては、平成二十八年度から法人事業税の所得割の税率を引き下げるとともに、外形標準課税を法人事業税の八分の三から八分の五に拡大することとされております。国税の改正と合わせると、我が国の法人実効税率は一気に二〇％台へと引き下げられることとなり、国際的に遜色のない水準に達することとなります。

また、地方税においては、行政サービスの対価を広く公平に分かち合うという応益課税の考え方を根本に置いていくことを踏まえれば、外形標準課税を拡大することは地方税制にとって大きな意義を有するものと考えますが、外形標準課税の拡大の意義について、高市総務大臣はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

次に、車体課税の見直しについてお尋ねをいたします。

今回の法案には、消費税率が一〇％に引き上げられる平成二十九年四月に自動車取得税を廃止するとともに、自動車税と軽自動車税にそれぞれ環境性能割を導入する車体課税の抜本的な見直しが盛り込まれております。

消費税率一〇％段階の車体課税の見直しについては、三党合意を経て平成二十四年に成立した税制抜本改革法において、「国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から、見直しを行う。」とされたことを踏まえ、地方財政への影響や、自動車をめぐるさまざまな環境等を踏まえた議論が、その後の累次の税制改正の過程等において交わされてきたところであります。平成二十八年度税制改正においても結論を得るに至ったことは、地方税制にとっても重要な意義を有するものと

のと考えます。

今回の改正により、自動車税と軽自動車税に環境性能割を導入することとした意義について、地方税制を所管する高市総務大臣としてはどのような考えでおられるのか、御所見をお伺いいたします。

安倍内閣は、政権発足以降、経済再生、財政健全化の両立と、被災地復興という課題に取り組んでまいりました。この三つの難題に果敢に立ち向かい、加速化させるとともに、地方創生に向けた環境整備を推し進めていかなければなりません。我々と党といたしましても、日々の暮らしに安心と活力が両立し、どこに住んでも将来に希望を持てる日本をつくるために全力を尽くしてまいることがを誓い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕
○内閣総理大臣(安倍晋三君 原田憲治議員にお答えをいたします。

地方法人課税の偏在是正と地方創生についてお尋ねがありました。

アベノミクスによつて、来年度の地方税収は、政権交代前から五兆円以上増加し、過去最高となりました。

この果実を全国津々浦々にお届けするため、消費税率引き上げ時に、法人住民税の交付税原資化を一層進め、都市に偏りがちな税収の再分配を行うことで、過疎に直面する地方でも財源をしっかりと確保するとともに、より安定的で偏在性の少ない地方税体系の構築を進めてまいります。

また、地方公共団体が自主性、主体性を最大限發揮して地方創生に取り組めるよう、各府省が縦割りを排し、一体となつて地方の取り組みを支援し、地方創生の動きを加速してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣高市早苗君登壇〕
○国務大臣(高市早苗君 原田憲治議員からは、まず、平成二十八年度の地方財政対策の評価についてお尋ねがございました。

地方団体が、みずからの発想と創意工夫により、地方創生等の重要課題に取り組むつつ、安定的に財政運営を行っていくためには、地方が自由に使える財源をしっかりと確保することが重要です。

今回の地方財政対策においては、まず、通常収支分については、まち・ひと・しごと創生事業費について、前年度同額の一兆円を計上するとともに、地方の一般財源総額について、前年度を〇・一兆円上回る六十一・七兆円を確保しました。

あわせて、地方交付税について、前年度とほぼ同程度となる十六・七兆円を確保しつつ、臨時財政対策債の発行額を〇・七兆円減と大幅に抑制し、地方の一般財源の質を改善し、地方財政の健全化を進めました。

また、東日本大震災分については、震災復興特別交付税について、被災団体の実情も伺いながら、国予算における直轄・補助事業の地方負担額やこれまでの実績見込みなどをとに積算した上で四千八百二億円を計上したものでございます。被災団体が復旧復興事業を行うための十分な額を確保できたと考えております。

今回の地方財政対策については、地方六団体からも評価をいただいております。国の財政も大変厳しい中であつて、できる限りの対応ができたものと考えております。

次に、法人事業税の外形標準課税についてお尋ねがございました。

今般の法人税改革は、企業が収益力を高め、より積極的に賃上げや設備投資に取り組むよう促す観点から行うものです。

また、我が国におきましては、一部の企業に税負担が偏つているとの御指摘もありますことか

ら、広く負担を分かち合う構造としていくことも必要です。

今回の改正において、この法人税改革の一環として、大法人向けの法人事業税の所得割の税率引き下げと外形標準課税の拡大を行うこととしております。これは、法人事業税の応益性の強化や、税収が安定的で偏在性の少ない地方税体系の構築に資する大きな意義を有するものと考えております。

最後に、環境性能割の導入の意義についてお尋ねがございました。

この地方税法等改正法案においては、自動車税及び軽自動車税に、自動車の環境性能に応じて税率が決定される環境性能割を導入することとしております。

この税制は、環境性能がすぐれた自動車の普及等により、自動車による環境負荷の低減を図るとともに、地方の安定的な財源確保にも資するものであります。

また、今回の見直しによりまして、登録車については自動車税に、軽自動車については軽自動車税に、それぞれ税目が一本化されるとともに、市町村税である軽自動車税に環境性能割が位置づけられ、市町村の自主財源の強化につながるものと考えております。(拍手)

○議長(大島理森君) 近藤昭一君。

〔近藤昭一君登壇〕

○近藤昭一君 民主・維新・無所属クラブの近藤昭一でございます。

私は、民主・維新・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、平成二十八年度地方財政計画につきまして質問いたします。(拍手)

まず、地方財政計画について伺います。

地方税収は、リーマン・ショックを底として回復基調を継続していますが、地方交付税を含めた

トータルな財政状況を見ると、財源不足が続いております。昨年は地方交付税の税目変更等も行われましたが、財源不足が解消されるには至っておりません。

政府においては、地方交付税総額のおおむね水準維持と、臨時財政対策債の発行額の削減、特会借入金金の償還状況をもつて、地財対策に胸を張る気配がありますが、地域経済と住民福祉を支える予算である地方財政計画は、歳入歳出をもつて十分とは言えません。

そして、株価の下落と円高の進行、そして実質賃金の低落傾向の継続など、アベノミクスの失敗があらわれつつありますが、安倍総理は、ことし、来年以降の地方財政の姿、地方税収と交付税収の展望をどのように持ち、約千七百の自治体と住民に何を約束されるのか、所見を伺います。

次に、消費税率の引き上げと低所得者対策について伺います。

地方消費税と地方交付税において、軽減税率の採用によつて、社会保障の安定と充実のための地方財源の確保が大きく揺らいでいくことは論をまちません。

国がやることは政府・与党が決めるというなら、地方に対して中央政府はどのような責任を果たすのでしょうか。軽減税率分一兆円を高額所得者により有利な軽減税率に使うということは、地方財政、住民福祉への責任放棄です。

高校授業料の無償化において、必ずしも高額所得者と言えない所得階層を給付対象から除外し、消費税に関しては青天井で優遇する、さらに言えば、地方創生、まち・ひと・しごとなどと言いながら、地方税源を削り込むことは容認できません。

総理、軽減税率の導入に伴う地方財源の補填策について、具体的にこの場でお示しください。

住民税などが過年度課税であるのは地方財源の安定確保のためであり、国税収入は一年かけて財源を探すと言いつくしても、地方財政には通用

いたしません。安倍総理に、今この場で代替財源を示すよう強く求めます。

さらに、地方自治と地域活性化に関する基本的認識について伺いたいと思います。

安倍政権では、地方創生の名のもとに、まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、東京一極集中を是正し、活力ある日本社会の維持を目指すとしております。しかし、地域の活性化の手法としての現状の地方創生総合戦略には大きな懸念を持たざるを得ません。

国が定めた総合戦略を勘案して、努力義務とされた地方創生総合戦略を地方につくらせる国主導のやり方は、半ば強要され、その戦略の枠組みも、国の目標をもとに当てはめる集権的な手法となっており、しかも、政策を推進する財源は極めて少額かつ計画性が確保されていません。

このような姿勢と施策では、地方発の自主的な取り組みが十分に発揮されることはできません。そして、現在も東京一極集中の流れはとまっています。

住民基本台帳人口移動報告の平成二十七年結果では、東京圏の転入超過数は約十一万九千人であり、東京圏の転入超過は二十年連続となつています。

政府は、地方への移住促進も声高に叫んでいますが、東京一極集中は正の一環としている中央省庁の地方移転でさえ、消費者庁と文化庁の一部移転をも官僚側が抵抗しており、他の機関については連携の強化などでお茶が濁されようとしているではありませんか。

現状を見る限り、安倍政権の地方創生は、アベノミクス同様に、かけ声倒れに終わると言わざるを得ません。

安倍総理は、地方創生施策の現状をどのように捉え、地方創生が進まない根本原因をどのように考え、政府の方針と施策をどのように転換しようとしているのか、明快な答弁を求めます。次に、地方税法の改正について幾つかお聞きし

ます。

まず、地方法人課税の偏在是正についてであります。

地方法人特別税を平成二十九年より廃止し、法人事業税額の一部を市町村に交付する法人事業税交付金を創設し、また、法人住民税について、法人税割の税率を引き下げ、その相当分を地方法人税の引き上げにより、法人住民税のさらなる交付税原資化を進めるとしています。

二つ、大きな問題があります。

第一は、これで地方税収の偏在性が解消されるのか。

これは、地方税収の多い団体から少ない団体に税収を移すという意味にすぎず、地方税源が充実するわけでも、税収の偏在が解消するものでもありません。

このような、地方団体同士の税収を調整することで小手先の偏在是正を行うのではなく、地方税源総体としての安定確保と税源の抜本是正に踏み込んで改革を行う必要があるのではないかと考えますが、今回の法人住民税の交付税原資化による偏在是正措置で十分とお考えなのか、今後、国と地方の税源配分の抜本的な見直しを含めたさらなる偏在是正の取り組みを進めるお考えがあるのか、安倍総理にお聞きいたします。

第二に、今回の改正では、一部の団体の税収が大きく落ち込むこととなります。それらの団体からは大きな反発の声が上がっていることを政府の皆さんは御承知なのでしょうか。マクロでは差し引きの影響はないといつても、大きく減収となる個別自治体で見ると、財政運営上、極めて大きな影響が生じるものと思われまます。地方財政は、個々の団体の財源対策をきめ細かく見ていく丁寧な配慮が必要であります。

高市総務大臣は、記者会見で、地方交付税の交付団体には地方交付税として必要財源が措置されるので財政の支障が生じるものではないし、地方債を起す特例も設ける、不交付団体は超過財源

があるから財政運営に特段の支障が生ずるとは考
えていない旨の御発言をされていますが、実態を
確認されているのでしょうか。

愛知県のある地方団体においては、税収が百億
円減少するという試算も出されています。その地
方団体では、国の推進する平成の大合併を英断し
てから十年、財政の健全化に努めてきて、不交
付団体では合併交付税の延長特例も除外されるた
め、法人住民税の国税化は十年前には予見不可
能だったわけであり、個々の地方団体で対応で
きる範囲を超えた理不尽なダブルパンチと言わ
ざるを得ませんが、高市大臣の御所見を求めま
す。

今回、影響の大きな自治体は産業立地に努力し
た団体が多いという点で共通し、全国から就職
された方が急激に高齢化する特有の財政需要に
対応しなければなりません。国の政策で翻弄され
る地方団体からは、自治体特有の事情を考慮した
制度設計を求める大きな声が届いています。

高市総務大臣にお尋ねいたします。
総務省として、個別の団体にいつ、どのように
説明し、事前に理解と納得を得たのか、また、不
交付団体から財政運営に特段の支障が生ずると
考えていないとこの場で言えるのか、はっきりお
答えをいただきたいと考えます。

また、法人事業税額の一部を市町村に交付した
り地方債を起す特例を設けるといった、地方法
人課税の偏在は正に伴い減収となる地方団体の激
変緩和策について、さらなる財政措置を求める
声が上がっています。そうした声にどのように応
えていくのか、今後の地方への減収の激変緩和に
向けた支援のあり方について、あわせてお聞き
いたします。

次に、農地保有に係る課税の強化と軽減につ
いてお聞きいたします。
今回の改正案では、農地法に基づく農業委員
会による協議の勧告を受けた遊休農地について、
正常売買価格に乘じられている割合を乗じないこ
と

による課税強化と、所有する全農地に農地中間
管理事業のための設置期間十年以上の賃借権等
を新に設定したもののついて、固定資産税の課
税の特例措置を講じることによる課税軽減を行
う仕組みを導入しようとしています。

この遊休農地に関する課税強化については、も
とも収益性が低いなど、通常の農地より価値
の低い資産でもあるものが多く、それに絞ってペ
ナルティー的に課税することには疑問があります。
そこで、安倍政権の農政政策の中で、今回の課
税強化の狙うところについて、また、このような
政策誘導を行ってまで農地保有に関する見直し
を行うことについて、どのような効果を将来的に
考えているのか、安倍総理にお聞きいたします。

我々は、今後の地方財政に禍根を残さぬよう、
国会で慎重かつ十分に審議し、その審議内容、政
府見解等をよく吟味していくことを表明し、質
問を終わります。(拍手)
〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 近藤昭一議員にお
答えいたします。

今後の地方財政についてお尋ねがありました。
今回の地方財政対策においては、地方団体が安
定的な財政運営を行えるよう、地方の一般財源
額について、前年度を〇・一兆円上回る六十一・
七兆円を確保しました。

同時に、アベノミクスにより来年度の地方税が
増収となる中で、地方交付税について、前年度
とほぼ同程度となる十六・七兆円を確保し、財
源不足を大きく減少させ、これによって臨時財
政対策の発行額を〇・七兆円減と大幅に抑制し、
地方の一般財源の質も改善しました。

今後とも、歳入面では、アベノミクスの成果を
全国津々浦々に届けることにより、地方税収等
のさらなる増収を図るとともに、歳出面では、め
り張りを付けて歳出構造を見直すことで財務体質
の強化を図ってまいります。

地方団体が必要な行政サービスの提供と安定的
な財政運営を行えるよう、引き続き、地方財政計
画において適切に歳入歳出を計上し、地方が自由
に使える財源の確保に取り組んでまいります。

軽減税率制度の導入に伴う地方の財源について
お尋ねがありました。

消費税率の軽減税率制度の導入に当たっては、軽
減税率制度を創設する規定を盛り込んだ税制改正
法案において、財政健全化目標を堅持するととも
に、社会保障と税の一体改革の原点に立つて安定
的な恒久財源を確保するとの観点から、平成二十
八年度末までに歳入及び歳出における法制上の措
置等を講ずること等が規定されています。

この法案の趣旨に沿って、国と地方の安定的な
社会保障財源の確保の観点も踏まえ、政府・与党
で歳入歳出両面にわたってしっかりと検討してま
います。

地方創生についてお尋ねがありました。
地方創生は、晩婚化、晩産化や東京一極集中の
傾向があるため、このままでは地方が消滅してい
くという危機感を持って、人口減少の克服と地域
活性化を一体として実現することを目指す、これ
までにない取り組みです。

今般の取り組みは、地方の自主性、主体性を尊
重しており、強要でも中央集権的でもありません。
地方発の自主的な取り組みを、自由度の高い
新型交付金や企業版ふるさと納税制度などの財政
面に加え、情報面、人材面で支援してまいりま
す。

特に、東京一極集中は正の観点から、仕事と人
の好循環を確立するため、地方における若い世代
にとつて魅力ある仕事の創出、企業の本社機能移
転、政府関係機関移転を進めてまいります。

これらを初めとしたあらゆる施策を連携させ、
民間の力も大いに生かしながら、地方創生の動き
を加速化してまいります。

地方法人課税の偏在は正についてお尋ねがあり
ました。

アベノミクスによって、来年度の地方税収は、
政権交代前から五兆円以上増加し、過去最高とな
りました。

この事実を全国津々浦々にお届けするため、消
費税率引き上げ時に、法人住民税の交付税原資化
を一層進め、都市に偏りがちな税収の再分配を行
うことで、過疎に直面する地方でも財源をしっか
りと確保してまいります。

今後とも、地方税の充実と、偏在性が小さく、
税収が安定的な地方税体系の構築に努めてまい
ります。

遊休農地に対する課税の強化の狙いについてお
尋ねがありました。

遊休農地の所有者のうち、農地法に基づく農業
委員会の利用意向調査により、みずから耕作す
る意思や農地集積バンクに貸し付ける意思がない
と認められ、農地集積バンクと協議することを勧告
されたものについては、今回の改正案により課税
が強化されることとなります。一方、所有する全
農地を十年以上農地集積バンクに貸し付けた場
合には、課税が軽減されます。

今回の改正案による課税の強化と軽減により、
農地集積バンクを活用して、意欲ある担い手への
農地の集積、集約化を加速し、農業の成長産業化
が図られるものと考えています。

残余の質問については、関係大臣から答弁させ
ます。(拍手)

〔国務大臣高市早苗君登壇〕

○国務大臣(高市早苗君) 近藤昭一議員からは、
まず、地方法人課税の偏在は正措置による地方団
体の減収等についてお尋ねがございました。

今回の措置におきましては、法人住民税の交付
税原資化をさらに進めるとともに、市町村の減収
補填等の観点から、法人事業税の一部を都道府県
から市町村に交付する制度を創設することとい
っております。

地方消費税率の引き上げ及びこの法人事業税交
付金の創設により、多くの市町村では増収となり

ますが、法人住民税法人税割の税収の割合が大きい市町村においては減収が生じることもあり得ます。

そのため、個別団体の事情に配慮し、法人事業税交付金について激変緩和のための措置を講ずるとともに、この改正に伴う減収額を対象に地方債を起すことのできる特例規定を新たに設けることとしております。

今回の措置は、安定的で偏在性の少ない地方税体系の構築を図るとともに、各地域での財源確保に資する大きな意義がある改正であり、御理解を賜りたいと思っております。

次に、地方法人課税の偏在是正措置に関する地方団体への説明等についてお尋ねがございました。

今回の措置は、民主党政権だった平成二十四年八月二十二日に、三党合意を経て成立し、公布されました税制抜本改革法を踏まえて実施するものでございます。平成二十六年年度与党税制改正大綱におきましても、既にその方向性が示されていたものでございます。

総務省では、今年度におきましても、総務大臣と地方六団体会長との会合や地方財政審議会の地方法人課税のあり方等に関する検討会など、さまざまな機会において、全国知事会や全国市長会などに對し、平成二十六年年度税制改正大綱を踏まえ、偏在是正措置の方向性を御説明し、また、その御意見を伺ってまいりました。

そして、さらに申し上げましたとおり、個別の団体の財政運営に特段の支障が生じないよう、法人事業税交付金に係る経過措置や、減収額を対象とした地方債の特例を設け、不交付団体も含めた配慮措置をしっかりと講じてまいります。

今後も、これら配慮措置の内容や偏在是正措置の意義について、さらに御理解を深めていただくように努めます。地方団体からの声にしっかりと耳を傾けてまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) 榎屋敬悟君。

(榎屋敬悟君登壇)

○榎屋敬悟君 公明党の総務部会長、榎屋敬悟でございます。

私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案及び地方税法等の一部を改正する等の法律案につきまして質問をいたします。(拍手)

初めに、地方交付税法等の一部を改正する法律案について伺いたいします。

まずは、平成二十八年年度の地方財政の姿であります。地方団体が何より求めている一般財源総額については、平成二十七年年度を一千億円上回る六十一兆七千億円が確保され、その中身においても、リーマン・ショック以前の水準まで回復した地方税、地方譲与税等の伸びの中、前年度とほぼ同程度の地方交付税総額が確保され、赤字地方債である臨時財政対策債の発行が大幅に抑制されるなど、地方財政の健全化が図られていると理解しますが、アベノミクスの新しいステージを迎えている今、平成二十八年年度地方財政対策に対する安倍総理の御所見をお伺いします。

アベノミクスの成果が見られる中、それでもなお、地方財政は財源不足が生じているのも事実であります。平成二十八年度末におきましても、地方の借入金残高は百九十六兆円が見込まれ、特に、臨時財政対策債の累積残高は五十二兆円と、年々高くなっているものであります。

経済・財政再生計画の取り組みが進む中、地方財政においても健全化の推進が極めて重要な課題であります。臨時財政対策債についても、今後、縮減に向けて着実に取り組んでいく必要があると考えていますが、総務大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、地方創生について伺います。昨年は地方創生元年、二十八年度は、各自治体みずから策定いたしました総合戦略に基づき、具体的な実行段階に入る年であります。平成二十

八年年度地方財政計画において、引き続きまち・ひと・しごと創生事業費が確保されたことは評価したいと思っております。同時に、二十八年度当初予算では一千億の地方創生推進交付金が計上され、また、既に二十七年年度補正予算に計上された一千億の地方創生加速化交付金とあわせ、地方創生の実行段階にふさわしい予算規模であると地方からの期待の音が寄せられているところであります。

こうした交付金は、KPIとPDCAサイクルを組み込んだ地方版総合戦略の実行を支援するものと考えますが、自治体における取り組みも区々としていわれるところもあり、また、その取り組みも複数年にわたることから、財政支援にあわせ、人的支援や情報支援など、きめ細かな対応が求められるところでもあります。

そこで、安倍総理にお尋ねいたします。地方創生加速化交付金と地方創生推進交付金は具体的にどのような支援策として展開されるのか、また、二分の一の地方負担が求められる推進交付金の地方負担についてどのように措置されるのか、明確な御答弁をお願いいたします。

次に、普通交付税の算定についてお尋ねいたします。昨年六月に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針二〇一五において、地方交付税制度にトップランナー方式を導入する旨の記載がなされ、年末の経済・財政再生アクション・プログラムの取りまとめとなりました。

具体的には、地方交付税の基準財政需要額の算定に当たり、平成二十八年度は十六業務の単位費用の積算が見直されることになっております。地方行政サービス改革との視点は理解するものの、国勢調査による人口減少で大きな財政影響を受ける自治体が想定される中、トップランナー方式の導入により、単位費用への影響を危惧する自治体も多いと考えます。

そもそも、標準的水準を求めて積算されてきた

単位費用について、トップランナー方式の導入がどこまで理解されるのか、条件不利地域等地域の实情に配慮するなど、地方公共団体への影響を十分考慮する必要があると考えますが、総務大臣の御見解をお伺いします。

東日本大震災からの復興は内閣の最重要課題であり、安倍総理も繰り返し、東北の復興なくして日本の再生なしと述べておられます。被災から五年、平成二十八年度から復興・創生期間として新たな段階に入ります。被災地の皆様は希望を持てる未来を切り開いていけるよう、我が党といたしましても、これまで以上に力を入れて取り組んでまいります。

こうした中、震災復興特別交付税について、平成二十八年度において四千八百億円を確保したとのことですが、この額は、被災団体が復興復興事業を行うために十分な額とお考えでしょうか。総務大臣の御見解をお伺いします。

次に、地方税法等の一部を改正する等の法律案についてお伺いします。

まずは、地方消費税です。既に地方消費税については平成二十六年四月から引き上げられたところではありますが、引き上げ分の地方消費税収は全て社会保障に充当することが地方税法上明記されており、今後、決算書の説明資料等で明らかにされるものと理解をしております。

この際、安倍総理から、地方消費税の引き上げ分も全て社会保障に充当されていることを明確に御答弁いただきたいのであります。

その上で、軽減税率と地方消費税について伺いたいします。消費税の軽減税率制度の導入に必要な財源については、先ほどから話が出ておりますように、平成二十八年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保するとされております。

一方で、地方消費税と交付税原資となつて、消費税率に係る交付税法定率分を合わせると、引き上げ分の消費税率の約三割は地方の社会保障財源となつております。介護や子育て支援など、社会保障給付サービスの多くは地方団体が担つて、現実を踏まえれば、地方の減収分についても安定的な恒久財源を確実に確保する必要があると考えます。

この点は、私も公明党も与党の一員として大きな責任を負つていてと考えておりますが、軽減税率制度の導入に必要な財源の確保について、安倍総理の御認識をお伺いいたします。

最後に、私も、地方法人課税の偏在是正について言わざるを得ません。

安倍総理は、施政方針演説の中で、アベノミクスの果実を全国津々浦々にお届けする、消費税率引き上げ時に、地方法人税を拡充し、都市に偏りがちな税収の再分配を行うことで、過疎に直面する地方でも財源をしっかりと確保すると述べております。

地方創生を進める上でも、地方団体の基盤となる地方税を充実することが重要であります。都市部を初めとする一部の自治体に税源が偏在した状況で地方税を充実させても、地方団体間の財政力格差はむしろ拡大することになりますので、地方消費税の充実を図りながら、地方税の中で特に偏在性の大きい地方法人課税のあり方を見直していくことが不可欠であると考えます。

また、地方法人課税の偏在是正は、地方団体の財政運営に支障を生じさせないように配慮する観点からも、アベノミクスの取り組みや地方消費税の税率引き上げにより税収増が見込まれる時期に一体として行うことが適切であり、今回の改正は時宜を得たものであると考えますが、今回の改正案で地方法人課税の偏在是正を行う意義について、改めて総理にお伺いします。

一方、今回の改正により、法人住民税法人税割

の税収が大きい不交付団体である一部の市町村にあつては減収となると見込まれております。国、地方を通じた厳しい財政状況の中にあつて偏在是正を進めるためには、財政力の豊かな地方団体に御理解、御協力をいただくことが不可欠であります。現に、我が党にも厳しい声も届いてるところであります。

たとえ財政力豊かな地方団体であつても、その財政運営に支障が生じないよう配慮することも忘れてはならないと考えます。今回の措置により減収となる地方団体に対してどのように財政運営上の配慮をしていくのか、総務大臣にお伺いいたします。

最後に、私も公明党は、ただいま議題となつております両法律案に基づく平成二十八年年度の地方財政対策をしっかりと活用し、それぞれの地域にあって活気ある温かな地域づくりが進むよう、党のネットワーク、総力を挙げて取り組むことをお誓いし、私の質問といたします。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君 榊屋敬悟議員にお答えいたします。

平成二十八年年度地方財政対策についてお尋ねがありました。今回の地方財政対策においては、地方団体が安定的な財政運営を行えるよう、地方の一般財源総額について、前年度を〇・一兆円上回る六十一・七兆円を確保しました。

同時に、アベノミクスにより来年度の地方税が増収となる中で、地方交付税について、前年度とほぼ同程度となる十六・七兆円を確保しつつ、臨時財政対策債の発行額を〇・七兆円減と大幅に抑制し、地方の一般財源の質も改善しました。

このように、国の財政も大変厳しい中であつて、地方が自由に使える財源をしっかりと確保できたものと考えております。

地方創生の交付金についてお尋ねがありました。現在、地方みずから数値目標やPDCAサイクルを組み込んだ地方版総合戦略を策定して、この戦略には、各地方の特色を踏まえ、地域の仕事づくり、移住、定住、働き方改革、まちづくりなど幅広い分野で先駆的な取り組みが盛り込まれております。

御指摘の地方創生推進交付金については、複数年の事業計画に対して交付し、地方自治体の取り組みを安定的、継続的に支援してまいります。関係省庁の施策と連携し、柔軟に活用できるものとなっております。

地方創生推進交付金の地方負担分については、地方交付税措置など地方財政措置を適切に講じます。

地方創生は実行段階に入ります。情報、人材、財政面の支援などあらゆる施策を総動員し、地方公共団体の主体的で先駆的な挑戦を支援してまいります。

引き上げ分の地方消費税収の使途についてのお尋ねがありました。

消費税率引き上げによる増収分は、全額社会保障の充実、安定化に充てることにしております。御指摘の地方消費税についても、その引き上げ分は、地方税法に明記されているとおり、全て社会保障施策に要する経費に充てられ、これにより、地方の社会保障の充実、安定化が図られているものと考えています。

軽減税率制度の導入に当たつての地方の社会保障財源の確保についてお尋ねがありました。

消費税率の軽減税率制度の導入に当たつては、軽減税率制度を創設する規定を盛り込んだ税制改正法案において、財政健全化目標を堅持するとともに、社会保障と税の一体改革の原点に立つて安定的な恒久財源を確保するとの観点から、平成二十八年年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずること等が規定されております。

この法案の趣旨に沿つて、国と地方の安定的な社会保障財源の確保の観点も踏まえ、政府・与党で歳入歳出面にわたつてしっかりと検討してまいります。

地方法人課税の偏在是正についてのお尋ねがありました。

平成二十八年年度税制改正において、地方消費税率の引き上げに合わせて、法人住民税法人税割の交付税原資化などの偏在是正措置を講ずることとしており、都市に偏りがちな税収の再分配を行うこととしております。

これにより、過疎に直面する地方でも財源をしっかりと確保し、より安定的に偏在性の小さい地方税体系の構築を図ることとしております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣高市早苗君登壇〕

○国務大臣(高市早苗君 榊屋敬悟議員からは、私に対して、まず臨時財政対策債についてお尋ねがございました。

地方における巨額の財源不足が継続していることから、臨時財政対策債の発行残高は増加しており、平成二十八年年度末には五十二兆円程度となる見通しであります。本来的には、臨時財政対策債のような特例債に頼らない財務体質を確立することが重要です。

このため、歳入面では、アベノミクスの成果を全国各地に行き渡らせ、地方税収等の増加を図るとともに、歳出面では、めり張りを付けて歳出構造を見直すことで、財務体質を強化することが必要でございます。

平成二十八年年度の地方財政対策におきましては、臨時財政対策債の発行を前年度から〇・七兆円の大減とするなど、地方財政の健全化に努めたところでございます。

今後も地方財政の健全化に努め、国と地方で折半すべき財源不足が解消され、折半分の臨時財政

対策債を発行しなかつた平成十九年度及び平成二十年度の状況をなるべく早く実現することを目指してまいります。

次に、トップランナー方式の導入についてお尋ねがございました。

トップランナー方式につきましては、平成二十八年年度の地方交付税の算定から導入していくこととしており、導入に当たっては、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心、安全を確保することを前提として取り組むこととしております。

平成二十八年年度におきましては、多くの団体で民間委託等の業務改革に取り組んでいる十六業務について、業務改革を反映した経費水準を単位費用の積算に反映することとしております。

算定に当たりましては、小規模団体等の地域の実情を踏まえるとともに、地方団体への影響などを考慮し、複数年かけて段階的に反映することとしております。

次に、震災復興特別交付税についてお尋ねがございました。

平成二十八年年度の震災復興特別交付税は、被災団体の実情もお伺いしながら、国予算における直轄・補助事業の地方負担額やこれまでの実績見込み等をもとに積算した上で四千八百二億円を計上したものであり、被災団体が復旧復興事業を行うための十分な額を確保したと考えております。

今後とも、被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう適切に対応してまいります。

最後に、地方法人課税の偏在は正についてお尋ねがございました。

今回の偏在は正措置におきましては、都道府県間だけでなく、市町村間の地方法人課税の偏在の是正を図るため、法人住民税の交付税原資化をさらに進めるとともに、市町村の減収補填等の観点から、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度を創設することとしております。

御指摘のとおり、多くの市町村では増収となります。一方、法人住民税法人税割の税収の割合が大きい団体におきましては減収が生じることもあります。

そのため、法人事業税交付金について、変動が急激に生じないよう経過措置を講ずるとともに、この税制改正に伴う減収額を対象に地方債を起すことができるよう特例規定を設けることとしております。(拍手)

○議長(大島理森君) 梅村さえこ君。

(梅村さえこ君登壇)

○梅村さえこ君 日本共産党の梅村さえこです。私は、日本共産党を代表して、二〇一六年度地方財政計画外二法案について質問いたします。(拍手)

まず、高市総務大臣による電波停止発言についてです。

高市大臣は、一つの番組のみでも、政治的公平性に触れると政府が判断すれば、放送法第四条に違反するものとして、電波法に基づく電波停止も行い得ると繰り返し述べています。これは、憲法と放送法を真っ向から踏みこむものです。

憲法第二十一条が保障する言論、表現の自由に基づき定められた放送法は、権力による放送への介入を防ぐことを目的としたものであり、同法第四条は、政治的公平性など、放送事業者がみずから守るべき規範とすることを定めたものです。

番組内容を政府が判断して放送事業に介入することなど、断じて許されません。高市大臣の発言と、それを正当化する政府統一見解の撤回を求めます。

今、地方自治は歴史的な岐路にあります。

日本国憲法は、戦前の中央集権的な地方制度への反省から、主権在民、個人の尊厳、平和主義を花開かせるため、地方自治を重要な柱と位置づけたのであります。ところが、今、この地方自治の

根幹を揺るがしているのが安倍内閣による辺野古への米軍の新基地建設ではありませんか。

戦後、基地の重圧に苦しめられてきた沖縄で辺野古に基地をつくらせないというのは、この間の選挙で示されたオール沖縄の民意であります。政府は、県民の民意を踏みにじり、地方振興策によつて住民を分断し、基地建設に固執しています。これが地方自治を踏みこむものでなくして何でしょうか。お答えください。

次に、地方の再生についてお伺いいたします。

地方の暮らしと経済は大変な状況に陥っております。これをもちとした原因は、歴代自民党政治が進めてきた農林水産行政の失敗、大企業の地方への進出と身勝手な撤退による地域経済の破綻、そして規制緩和による大規模開発と東京一極集中ではありませんか。また、市町村合併が周辺部を衰退させ、三位一体改革による地方交付税の削減が住民サービスの大幅な後退をもたらしたのでは

ありませんか。さらに、安倍政権が実行した消費税八％増税と円安誘導による物価高が追い打ちを今かけております。

これらの、自民党政治が行ってきた地方政策についての反省と検証について、お伺いしたいと思ひます。

消費税一〇％への増税を中止し、ＴＰＰから直ちに撤退すべきです。

地方の再生のために、小規模企業振興基本法に基づく支援策の強化、最低賃金の引き上げ、住宅リフォーム助成制度への財政的な支援や行政が発注する仕事で、ワーキングプアを出さない公契約を実現すべきではないでしょうか。答弁を求めます。

地方自治体の一番の役割は、住民の福祉の増進です。住民も自治体職員もこのことを望んでいます。政府がやるべきことは、全国どの地域に住んでいても、憲法に基づく健康で文化的な生活が営めるようにナショナルミニマムを保障し、地方交

付税制度の拡充を初め地方財源の確保を行うこととあります。

多くの自治体が力を入れている施策が子供の医療費助成制度です。現在では、全四十七都道府県、市町村でも、中学三年生までの実施率は、通院で六五・一％、入院では実に七八・六％になります。これは、三代を越える長年の母たちの、そして住民たちの粘り強い声と運動によつて実現したものであります。

本来、国の制度とすべきものであります。にもかかわらず、どうして国は、こうした自治体と母さんたちの努力に水を差すような、国保の国庫負担額の減額調整、いわゆるペナルティーを科すのでしょうか。こんなことは納得できません。

総理、今この場で、この減額調整、いわゆるペナルティーはやめると御決断いただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

福祉切り捨ての国の路線を地方に押しつけているのが新公立病院改革ガイドラインです。総務省は、公立病院の新設、建てかえの病院事業債の元利償還金への交付税措置を使い、再編・ネットワークへ誘導しております。これは、国の病床削減計画に合わせ、公立病院の縮小を進めるものです。これでどうして地域医療を守れるのですか。医師、看護師を確保し、公立病院を運営するための財政支援を抜本的に強めるべきです。答弁を求めます。

住民サービスを支えているのが自治体職員です。

ところが、この二十年間、地方の職員総数は連続で削減され、来年度の地方財政計画ではさらに、一般職では二千六百人減の九十六万四千人とするとされております。

この間、大規模災害が各地で相次ぎましたが、自治体職員が減らされたため、十分な情報と支援が被災者に行き届かない事例が生まれております。それでも、まだ減らそうというのですか。

平成二十八年二月十八日 衆議院會議録第十二号

平成二十八年度地方財政計画についての発言及び地方税法等の一部を改正する等の法律案外一案の趣旨説明に対する梅村 さえこ君の質疑

八

自治体の住民サービスの現場ではアウトソーシングが進められ、事務職、保育士を初め、公務の職場を支えているのは非正規職員であり、その多くが女性です。住民の福祉の増進という自治体の公的役割を果たすためには、正規職員をきちんと確保し、配置することが不可欠です。総理の答弁を求めます。

ところが、総務省は、学校用務事務、学校給食、体育館や公園管理など二十三の業務でアウトソーシングを推進し、そうすれば安く済むとして、交付税の算定基準を引き下げようとしております。アウトソーシングの主要な手法である指定管理者制度については、二〇〇九年からの三年間に二千四百五十件の取り消しなどの事例が明らかになるなど、さまざまな問題が既に指摘されているではありませんか。にもかかわらず、なぜ指定管理者制度や民間委託を交付税の算定基準とするのですか。こうしたトップランナー方式の導入はやるべきです。

都市政策とまちづくりの問題について伺います。政府は東京一極集中を是正すると言いますが、逆に、東京圏への人口流入はこの一年で約一万三千人もの転入増加が続いております。政府は、東京圏を国際競争のビジネス拠点等とする国家戦略特区構想を進め、リニア新幹線計画を国家プロジェクトとして推進しています。これでは、一極集中の是正どころか集中が加速するだけではありませんか。

もう一つの問題は、コンパクト・アンド・ネットワークによるまちづくりです。コンパクトと称して、公共施設の統廃合をPPP、PFIの活用と一体で進めることは、住民の共有財産である公共施設を民間のほうに明け渡すことになりませんか。交通網の再編は、採算がとれないバス路線などの縮小につながるのではありませんか。結局、周辺部を切り捨てることになるのではあります。

せんか。答弁を求めます。最後に、東日本大震災の被災者への支援についてです。

東日本大震災から五年、被災者の暮らしとなりわいの再建がなければ、地域の復興はあり得ません。被災者へのきめ細やかな支援こそ求められており、そのための被災自治体に対する人的支援と財政支援をどのように図るのですか。総理の答弁を求め、以上、私の発言を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 梅村議員からは十九問御質問がございました。質問漏れのないようにお答えをさせていただきますと思います。

放送法第四条の政治的公平の解釈に関する政府統一見解の撤回についてお尋ねがありました。

放送番組は放送事業者がみずからの責任において編集するものであり、放送事業者が自主的、自律的に放送法を遵守していただくものと理解しております。

言論の自由を初め表現の自由は、日本国憲法で保障された基本的な人権の一つであるとともに民主主義を担保するものであり、それを尊重すべきこととは言うまでもありません。

放送法第四条の政治的公平の解釈に関する政府統一見解は、従来の解釈を変更するものではなく、御指摘のような問題はないと考えており、撤回する必要はないと考えております。

普天間飛行場の辺野古への移設についてお尋ねがありました。

住宅や学校で囲まれ、市街地の真ん中にある普天間の固定化は絶対に避けなければなりません。これは、政府と沖縄県との共通認識であると考えています。

一日も早い全面返還を現実のものとするためには、辺野古への移設を着実に進める必要があります。政府が行っている代執行等の手続は地方自治法

に基づくものであり、著しく公益を害する違法な行為を是正するため、法治国家として万やむを得ない措置であります。

また、政府としては、辺野古移設の影響を緩和し、住民の生活の安定を図るため、地元の皆様の御要望に対してできる限りの配慮をすることは当然のことと考えています。

政府としては、沖縄の皆さんと対話を重ね、理解を得る努力を粘り強く続けながら辺野古移設を進めており、住民を分断しているとか地方自治を踏みしめるなどの御指摘は全く当たりません。

地方再生についてお尋ねがありました。農林水産業については、その再生産を確保する観点から、累次の国際交渉において、米や畜産物などの重要品目を中心に関税撤廃の例外等の措置を確保するとともに、担い手の育成、生産コストの削減などの体質強化策や経営安定対策などを講じてきました。

地方への企業誘致等を支援し、地域経済の活性化や雇用の創出に一定の成果を上げています。規制緩和による民間都市開発の誘導は、東京以外の都市も広く対象に、海外から人材や投資を呼び込み、都市の国際競争力を強化していくものであります。

平成の合併により市町村の規模が拡大したことで、行財政基盤の強化が図られ、住民サービスが向上しました。三位一体の改革については、地方の自立や地方分権の進展に資するものです。

消費税率八％への引き上げによる増収分は、地方の社会保障を含め、全額社会保障の充実、安定化に充てておられます。

今後とも、物価が国民生活に与える影響を注視しつつ、好調な企業の収益を雇用・所得環境の改善につなげてまいります。

来年四月の消費税率一〇％への引き上げは、世界に冠たる社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たすとともに、市場や国際社会からの国の信

認を確保するためのものです。リーマン・ショックや大震災のような重大な事態が発生しない限り、確実に実施します。

TTPについては、新たに開かれるチャンスが我が国の経済再生や地方創生につなげてまいります。

地域の経済と雇用を支える中小企業、小規模事業者に対して、固定資産税などの大胆な減税や新商品開発、下請中小企業の取引条件の改善など、あらゆる施策を総動員して支援します。

最低賃金については、年率三％程度を目途として引き上げ、全国加重平均が千円となることを目指します。

賃金は労使が自主的に決定するものであり、御指摘の、公契約を制度化することについては、慎重な検討が必要であります。

住宅リフォームについては、耐震改修やバリアフリー改修など、地方公共団体の助成制度に対して国が財政的に支援しています。

以上のように、これまでの自民党の施策が農林水産業の破壊や地方の衰退等を招いているとの御指摘は全く当たりません。

一方で、これまでの地域活性化策は、縦割り、全国一律、効果検証を伴わないなどの問題が指摘されておりました。

このため、今般の取り組みにおいては、地方の自主性、主体性を尊重し、地方みずからが数値目標やPDCAサイクルを組み込んだ地方版総合戦略を策定しています。

政府は、自由度の高い新型交付金や企業版ふるさと納税制度などの財政面に加え、情報面、人材面で支援してまいります。

これらを初めとしたあらゆる施策を相互に連携させ、民間の力も大いに生かしながら、地方創生の動きを加速してまいります。子供の医療費に係る国保の減額調整措置についてお尋ねがありました。

この措置については、地方団体から見直しの要望もあり、現行制度の趣旨を考慮しながら、その扱いを検討する必要があると認識しています。

このため、厚生労働省の検討会で、この措置も含め、子供の医療のあり方について幅広い観点から検討していると承知しております。

公立病院改革についてお尋ねがありました。

公立病院改革の目的は、地域における必要な医療提供体制の確保を図り、公立病院が安定した経営のもとに重要な役割を担い続けることができるようにすることです。そのため、経営の効率化や、地域の実情に応じて再編・ネットワーク化等を進めることは重要であると考えています。

新公立病院改革ガイドラインは、この目的実現のためお示ししたものであり、そのために必要な地方財政措置を適切に講じることとしています。

地方自治体における正規職員確保についてお尋ねがありました。

地方自治体における行政ニーズは、多様化、高度化しています。同時に、働く側においても、さまざまな働き方へのニーズがあるものと承知しています。

これらのニーズに応えるため、地方自治体においては引き続き、いわゆる正規職員を適切に配置するとともに、必要に応じて臨時、非常勤職員を任用するなど、それぞれの組織において最適な人員構成を実現することが重要であると考えています。

東京一極集中についてお尋ねがありました。

東京一極集中を是正するため、地方における若い世代にとって魅力ある仕事の創出、企業の本社機能移転、政府関係機関移転を進めています。

一方で、東京圏をビジネス拠点として強化し、国際的な都市間競争に打ち勝てなければ、日本全体が貿易・投資のグローバルハブとしての機能を維持していけなくなります。これは、地方がその魅力を内外に発信するために欠かせないイ

ンフラです。

東京圏の国際競争力強化と地方創生は、相反する政策ではなく、むしろ車の両輪です。東京圏で国家戦略特区を活用してグローバル企業の開業を促し、リニア新幹線によって日本全国の時間距離を縮めることで、日本全体の国際競争力を高め、地方創生の動きを一層加速化してまいります。

まちづくりについてお尋ねがありました。

PPPやPFIについては、公共施設の統廃合の際を含めて活用することで、民間の資金や創意工夫を活用し、地域の活性化や住民福祉の向上を図ってまいります。

コンパクトなまちづくりと連携した公共交通機関の再編については、コミュニティバスなど多様な交通手段の導入や、都市機能の集約された拠点と居住エリアを結ぶニーズに合致した輸送サービスの提供により、地域の活力維持を図ります。

いずれも、厳しい財政状況の中で質の高い公共サービスを提供する取り組みであり、公共施設を民間のもうけのために明け渡す、地方の周辺部を切り捨てるといった御指摘は当たりません。

東日本大震災の被災自治体への人的支援と財政支援についてお尋ねがありました。

被災自治体に対する人的支援については、全国自治体からの職員派遣に係る経費を国において負担するとともに、専門性を有する公務員OB、民間実務経験者等を活用し、幅広い方面からの人材確保に取り組んできたところです。

引き続き、被災自治体の声をしっかりと伺いながら、その一層の強化を図ってまいります。

また、平成二十八年年度以降の復興・創生期間においても、五年間の事業規模を六・五兆円と見込み、財源をしっかりと確保し、その中で、被災自治体への十分な財政支援を講じることとしています。

被災自治体におかれては、今後とも安心して復興に進んでいただきたいと考えています。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣高市早苗君登壇)

○国務大臣(高市早苗君) 梅村さえこ議員からは、まず、私の国会答弁及び放送法第四条の政治的公平に関する政府統一見解の撤回についてお尋ねがございました。

表現の自由は、日本国憲法第二十一条で保障された基本的人権の一つであり、これを尊重するのは当然のことです。

これを受け、放送法第一条の目的規定では、放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって表現の自由を確保することを規定しております。

また、憲法第十二条は国民の自由及び権利の公共福祉性を、そして第十三条は個人の尊重と公共の福祉を定めており、これらも受けて、放送法はその目的として、公共の福祉に適合するよう規律することを規定しております。

放送法は、民主党政権時代の平成二十二年に改正をされたものでございますが、当時の政権におかれましては、放送法第四条は法規範性があるという考え方を示してこられたところであり、同条の違反による放送法第七十四条や電波法第七十六条の適用については、正当な表現の自由を制限することがないよう、極めて慎重な配慮のもと運用すべきである旨の答弁がなされてまいりました。

私も、去る二月九日の衆議院予算委員会、慎重な運用の必要性につき、同様の答弁をさせていただいたところでございます。

私の国会答弁は、過去の国会答弁を踏襲しており、撤回する必要はないと考えております。

また、放送法第四条の政治的公平の解釈に関する政府統一見解でございますが、従来の解釈を変更するものではなく、従来の解釈を補充的に説明し、より明確にしたものであり、御指摘のような

問題はないと考えており、撤回する必要はないと考えております。

次に、公立病院改革についてお尋ねがございました。

新公立病院改革ガイドラインは、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で、公立病院が安定した経営のもとに重要な役割を継続的に担っていくことができるようにするため、地方自治法に定める技術的助言としてお示したものでございます。

公立病院の再編・ネットワーク化は、地域全体として必要な医療サービスを提供するために重要な取り組みであることから、通常の整備の場合と比較して手厚い地方財政措置を講じることとしています。

次に、地方の定員削減についてお尋ねがございました。

各地方公共団体の定員管理につきましては、地域の実情を踏まえつつ、自主的に適正な定員管理の推進に取り組むよう助言をしているところでございます。

地方公共団体におきましては、総職員数を抑制する中におかれましては、消防、警察部門や防災に携わる職員数は増加するなど、行政需要の変化に対応した張りのある人員配置を行っているところでございます。

引き続き、各団体において、効率的で質の高い行政の実現に向けまして、適正な定員管理の推進に取り組むことが重要だと考えております。

最後に、トップランナー方式の導入についてお尋ねがございました。

地方財政が依然として厳しい状況にある中で、引き続き行政の効率化を進めるため、昨年八月に総務大臣通知を発出し、民間委託や指定管理者制度導入等の業務改革に努めるよう各地方公共団体に要請をいたしました。

こうした中で、地方交付税の算定におきまして

は、業務改革を行つてゐる団体の経費水準を基準財政需要額の算定基礎とすることにいたしました。

今回対象とした業務におきましては、既に多くの団体が業務改革に取り組んでおられまして、それぞれの団体において、地域の実情を踏まえ、工夫をしながら適切に行つてゐると承知をしております。(拍手)

○議長(大島理森君) 木下智彦君。

〔木下智彦君登壇〕

○木下智彦君 真のおおさか維新、おおさか維新の会の木下智彦です。

私は、おおさか維新の会を代表いたしまして、ただいま議題となりました本法案につき質問させていただきます。(拍手)

我々おおさか維新の会は、東京一極集中の是正と多極分散型の国家の実現を本気で目指しております。そのため、党本部を東京以外の都市に置き、地方自治体の首長が代表を務め、地方分権を本気で実現する覚悟を示すため、党名におおさかの文字を冠しております。

我々が目指す地方の自立のため、税源と権限の地方への大幅な移譲が不可欠です。このため、安定財源として消費税を地方財源とし、社会保障や教育に関する事務を地方に移譲するとともに、地方交付税を廃止して国への財政依存を断ち切り、各地方間の格差は水平的な財政調整で行うべきと考えております。

以上のような考えから、まず、地方交付税法等改正案、特に臨時財政対策債の問題につきお伺いします。

本法案で、一般財源総額につき、臨時債の発行は、昨年比で七千三百億円の減となっており、一定の評価はいたしますが、いまだに臨時債の発行残高は四十兆円を超え、五十兆円に届こうかとしております。

臨時債の残高につき、これまでも繰り返して、将来の地方一般財源の先食いだが、これをどうするのかと質問してきました。これに対する政府の答弁は、地方財政健全化の視点から課題があり、折半分の臨時債を発行しなかつた平成十九年度、二十年度の状況となるべく早期に実現するためあらゆる工夫をすべきというものでした。

改めて、総務大臣にお伺いします。臨時債残高の減少のため、具体的には何をされるのでしょうか。期限や計画、必要な施策につき御答弁ください。

さらに、臨時債についてもう一点お伺いします。昨年大阪府知事、大阪市長のダブル選挙において、臨時債の増加が地方の首長の責任であるかのような批判を展開する陣営がありました。

そこで、総務大臣に質問いたしますが、そもそも、臨時債の増減は地方の責任であるのか、国の責任であるのか、御認識をお伺いします。

また、一般的に言つて、公債発行の権限や責任が国なのか地方なのか曖昧になるような制度は、財政規律上極めて大きな問題ではないかと考えますが、総理の御所見をお伺いします。

次に、地方税法等改正案についてお伺いします。今回の改正案で、地方税である法人住民税の法人税割の税率を引き下げ、引き下げ相当分について、国税である地方法人税の税率を引き上げ、これを地方交付税の財源にするとしています。つまり、地方税である法人住民税から、国税である地方法人税への移転が強化されることとなります。

平成二十六年改正で導入された地方法人税の趣旨は、法人住民税が法人税に連動しているため、税収に地方間格差が大きいの、国に一旦税収を集中させて交付税財源とするというものでした。法人住民税で地方ごとの税源に偏りが生じると

いうのであれば、そもそも法人への課税は地方の安定財源として望ましくないということになるはずですが、この考え方がすれば、地域差や景気による左右の少ない消費税こそ地方移譲すべきと考えますが、総理の御所見をお伺いします。

次に、固定資産税についてお伺いします。

平成二十八年度税制改正の大綱においては、中小企業等が新規に取得した一定の機械、装置の固定資産税について、課税標準を三年間二分の一とする特例措置を新設するとしています。こうした償却資産への固定資産税課税の制度は、赤字企業を含めた地方の中小企業に重い負担であるため、従来から廃止の要望も強いところですが、制度自体は堅持することとします。

これらの設備への固定資産税減免は、消費税を初めとする他の安定財源を確保した上で、今回のような特例措置ではなく、制度の恒久化も検討すべきではないかと考えますが、総務大臣の御所見をお伺いします。

固定資産税についてもう一点、遊休農地の課税強化についてお伺いします。

今回の改正案では、一部の遊休農地の評価方法を変更し、固定資産税を一・八倍にするとのことですが、しかし、対象となる農地は、各地の農業委員会が耕作等の見込みがないと判断し、所有者に対して、いわゆる農地バンクとの協議を勧告した土地に限定されています。この勧告制度は、所有者の耕作意思の確認が難しいことなどから、制度開始の平成二十六年から現在まで勧告件数はゼロで、今後も少数にとどまると言われています。

これでは、実際には農地集約の効果は望めないのではないですか。総理の御認識をお伺いします。

我々おおさか維新の会は、地方財政の分野でも提案型責任政党としての姿勢を貫きます。

臨時債の問題については、消費税の地方移管、地方交付税の廃止と地方間での水平的財政調整に

よつて地方の財政的自立の実現を図り、国と地方の財政運営の責任を明確にすべきです。

また、地方法人税の問題についても、消費税を地方の基幹的な税源と位置づけるとともに、地方間格差の是正のためには、地方税収の国への吸い上げではなく、地方間の水平的財政調整で行うべきです。

固定資産税については、地方税源の安定確保を行いつつ、経済成長を促す制度改正を行い、既得権への非効率な支援は即刻廃止すべきです。

本会議場、この神聖なところで、あたかも一人で会議をされているような発言を繰り返される方がいらつしやいますが、総理並びに政府におかれましては、私どもの提案を真摯に受けとめていただき、速やかな対応を望み、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣 安倍晋三君 木下智彦議員にお答えをいたします。

臨時財政対策債についてお尋ねがありました。地方の財源不足については、国と地方の責任分担の明確化、財政の透明化等の観点から、国は一般会計からの地方交付税の特例加算、地方は臨時財政対策債の発行により、国と地方が折半して補填することとしております。

臨時財政対策債は、地方団体ごとの借入限度額のルールを国が定めているものの、地方の借金であり、地方の負担により償還すべきものであることから、公債発行の権限や責任が曖昧な制度ではないと考えております。

消費税の地方移譲についてお尋ねがありました。

消費税は、社会保障・税一体改革において、引き上げ分の税収について、全額社会保障財源化されるところに、年金、医療、介護、子育てといった社会保障における役割分担に応じて、国と地方にそれぞれ配分することとされました。

この消費税を全額地方に移管するのであれば、社会保障について地方に大きな責任を担うにいたるべく必要があり、これは、結果的に大きな地域間格差を生じさせることにもなりかねないことから、極めて慎重な検討が必要と考えております。

遊休農地に対する課税の強化についてお尋ねがありました。

遊休農地の所有者のうち、農地法に基づく農業委員会の利用意向調査により、みずから耕作する意思や農地集積バンクに貸し付ける意思がないと認められ、農地集積バンクと協議することを勧告されたものについては、今回の改正案により課税が強化されることになります。

この利用意向調査の過程で、勧告されると固定資産税額がふえることを周知することによって、勧告に至ることなく遊休農地が解消され、農地の集積、集約化が加速されることにつながるものと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣高市早苗君登壇〕

○国務大臣(高市早苗君) 木下智彦議員にお答えをいたします。

まず、臨時財政対策債残高の減少のための取り組みについてお尋ねがございました。

地方におきましては、巨額の財源不足が継続していることから、臨時財政対策債の発行残高は増加しており、先ほど申し上げましたが、平成二十八年年度末には五十二兆円程度となる見通しですが、本来的には、臨時財政対策債のような特例債に頼らない財務体質を確立することが重要でございます。

このため、歳入面では、アベノミクスの成果を全国各地に行き渡らせ、地方税収等の増を図るということが必要です。

また、歳出面では、国の取り組みと基調を合わ

せ、めり張りをつけて歳出構造を見直すことで、財務体質を強化していくことが必要でございます。

平成二十八年年度の地方財政対策についての取り組みは、先ほど議員からお話があったとおりでございますが、今後も地方財政の健全化に努めまして、まずは、国と地方で折半すべき財源不足が解消され、折半分の臨時財政対策債を発行しないで済む状況というものをなるべく早く実現するということを目指してまいります。

次に、臨時財政対策債の責任の所在についてお尋ねがございました。

地方の財源不足に對しましては、平成二十二年までは交付税特別会計借入金により対応し、その償還金を国、地方で折半して負担をしてきました。

しかしながら、平成三十三年からは、国と地方の責任分担の明確化や財政の透明化といった観点から、地方の財源不足に對しては、国は一般会計からの地方交付税の特例加算、地方は臨時財政対策債の発行により、折半して対応してきております。

臨時財政対策債は、国が各地方団体の財源不足額及び財政力を考慮して借入限度額のルールを定めているというものではございますが、地方団体により発行される地方債でございますので、地方の借金ということになります。

最後に、機械、装置に対する固定資産税の特例措置についてお尋ねがございました。

ローカル・アベノミクスのさらなる浸透による地域経済の活性化に向けて、地域の中小企業による設備投資の促進を図ることが重要でございます。

このため、平成二十八年年度税制改正において、中小企業者等が生産性向上に資する一定の機械、装置を取得した場合に、固定資産税の課税標準を最初の三年間価格の二分の一とする時限的な特例

措置を創設することとしております。

一方で、固定資産税は、償却資産分だけでも約一・五兆円、そのうち機械、装置分は約七千億円と、地域に密着して住民サービスを提供する市町村にとつては重要な基幹税でございます。地方六団体からは現行制度堅持の強い御意見をいただいておりますことから、地方税制改正大綱におきまして、特例措置は時限的なものとどめ、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持することとされたところでございます。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十三分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 安倍 晋三君
総務大臣 高市 早苗君

出席内閣官房副長官及び副大臣
内閣官房副長官 萩生田光一君
総務副大臣 土屋 正忠君

○議長の報告

(報告書受領)

一、昨十七日、会計検査院長河戸光彦君から次の報告書を受領した。
会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「社会資本整備総合交付金等による事業等の実施状況について」
会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「北海道、四国、九州各旅客鉄道株式会社の経営状況等について」

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 宮崎 謙介君

補欠 笹川 博義君

予算委員

辞任 岩屋 毅君

補欠 務台 俊介君

衛生委員

小田原 潔君

補欠 池田 佳隆君

小池百合子君

補欠 若狭 勝君

鈴木 俊一君

補欠 福山 守君

根本 匠君

補欠 宗清 皇一君

野田 毅君

補欠 堀内 昭子君

保岡 興治君

補欠 長島 昭久君

玉木雄一郎君

補欠 奥野 紘一郎君

西村智奈美君

補欠 井坂 信彦君

松野 頼久君

補欠 宮本 徹君

赤嶺 政賢君

井坂 信彦君

補欠 落合 貴之君

青山 周平君

補欠 野田 毅君

池田 佳隆君

補欠 小田原 潔君

福山 守君

補欠 鈴木 俊一君

藤井比早之君

補欠 衛藤 征士郎君

堀内 昭子君

補欠 保岡 興治君

務台 俊介君

補欠 岩屋 毅君

辞任 渡辺 孝一君

補欠 宮崎 謙介君

一、昨十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
財務金融委員

辞任

補欠

井上 貴博君	宮川 典子君
助田 重義君	池田 佳隆君
務台 俊介君	古川 康君
山田 賢司君	若狹 勝君
宮川 典子君	高橋ひなこ君
高橋ひなこ君	齋藤 洋明君
齋藤 洋明君	金子万寿夫君
池田 佳隆君	助田 重義君
金子万寿夫君	井上 貴博君
古川 康君	務台 俊介君
若狹 勝君	山田 賢司君

予算委員

辞任

補欠

松野 頼久君	升田世喜男君
浮島 智子君	真山 祐一君
赤嶺 政賢君	島山 和也君
重徳 和彦君	小熊 慎司君
升田世喜男君	松野 頼久君
真山 祐一君	浮島 智子君
島山 和也君	赤嶺 政賢君
小熊 慎司君	重徳 和彦君

(常任委員退職)

一、去る十六日、決算行政監視委員宮崎謙介君は退職された。

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
科学技術・イノベーション推進特別委員

辞任

補欠

宮崎 謙介君

あかま二郎君

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)
一、去る十六日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
憲法審査会委員

辞任

補欠

宮崎 謙介君

井上 貴博君

(公聴会開会承認)

一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は昨十七日これを承認した。
公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

平成二十八年度一般会計予算

平成二十八年度特別会計予算

一、意見を聞くこととする問題

平成二十八年度総予算について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。
平成二十八年二月十七日

衆議院議長 大島 理森殿

予算委員長 竹下 亘

(議案付託)

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出 第一六号)

財務金融委員会 付託
(答弁書受領)

一、去る十六日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員鈴木貴子君提出TPPの説明会における食品の安全基準に係る質問に対する政府の回答に関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出ハローワークの求人票の労働条件が実態と違うことにより離職の増大に繋がることに関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出元首相補佐官の辺野古の海の砂地等発言に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出厚生年金違法未加入二百万人問題の解決の本気度(緊急対策の予算化、法令違反事業所への告発等)に関する質問に対する答弁書

平成二十八年二月五日提出
質問 第一一七号

TPPの説明会における食品の安全基準に係る質問に対する政府の回答に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

TPPの説明会における食品の安全基準に係る質問に対する政府の回答に関する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一九〇第七三三号)を踏まえ、質問する。

一 農林水産省ホームページの「農薬コーナー」には、「安全な農産物を安定的に国民の皆様へ供給することが農林水産省の最も重要な仕事です。」また、「しかしながら、農薬の成分や使い方によっては人や魚などへの毒性を示すことがあります。このため、農林水産省は、農産物の安定した生産を確保すると同時に、農薬の使用が、農薬を使用する農家の皆様、生産された食品を食べる消費者の皆様の健康に悪影響を及ぼさないかどうかを科学的データに基づいて検討しています。」と記述がされている。国民に納得して安心をしてもらうべく丁寧な説明が期待される説明会での「TPPで、農薬や遺伝子組み換え(GM)食品の安全基準は緩和されるのか」との国民の率直な質問に、「厚労省の所管なので、そこは私が申し上げるのは控えさせていただきます」との回答は適正でないと考えるが政府の見解如何。

内閣衆質一九〇第一一七号
平成二十八年二月十六日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木貴子君提出TPPの説明会における食品の安全基準に係る質問に対する政府の回答に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木貴子君提出TPPの説明会における食品の安全基準に係る質問に対する政府の回答に関する質問に対する答弁書

一について

農林水産省においては、農産物の生産過程に係る食品の安全性の確保を図る観点から、農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)に基づき、農薬の使用の規制等を行っている。一方、厚生労働省においては、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止する観点から、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)に基づき、食品中の農薬の残留基準を定めるとともに、輸入食品に対する監視指導を行っている。このため、先の答弁書(平成二十八年一月二十九日内閣衆質一九〇第七三三号)二、三及び五についてでお答えしたとおり、平成二十七年十二月一日に開催された福岡県農業協同組合中央会及び福岡県農政連主催の環太平洋パートナーシップに関する説明会において、食品の安全性に関する基準の緩和についての質問に対し、農林水産省を代表して発言した天羽隆生産局農産部長兼政策統括官付は、「TPPに入ったから食の安全がないがしろになるといふふうなことではない」と回答した上で、「厚労省の所管なので、そこは私が申し上げるのは控えさせていただきます」と回答したものであり、「回答は適正でない」との御指摘は当たらない。

平成二十八年二月八日提出
質問 第一一八号

ハローワークの求人票の労働条件が実際と違うことにより離職の増大に繋がることに関する質問主意書

提出者 仲里 利信

ハローワークの求人票の労働条件が実際と違うことにより離職の増大に繋がることに関する質問主意書

厚生労働省の集計によれば、ハローワークの求人票の労働条件が実際と違うという相談が全国の労働局に相次ぎ、平成二十四年度で七千七百八十三件、平成二十五年度で九千三百八十件、平成二十六年度で一万二千二百五十二件に上り、そのうち平成二十六年度の三十六%の求人では食い違いが確認されたことである。実際の労働条件と異なる、いわゆる「うその求人」「好条件」に騙されて就職したケースは、単なる「食い違い」で済まされるべきものでは決してない。なぜならば、そのようなケースでは、過酷な仕事を押し付けられて体調を崩し、一方的に退職に追い込まれたり、託児所の費用等で法外な経費を請求されたりすることに繋がっているからである。

また、新規卒卒者の場合には、初めての仕事への夢や希望を打ち砕かれ、その後の社会生活や人生に大きな影響を及ぼしており、ミスマッチというべきものでは決してあり得ないからである。

企業が「うその求人」を行う根本的な原因として考えられることは、力の強い雇用者が弱い立場の労働者を使い捨ての労働力としてしか見なしていないことや、最初から搾取しようとする目論みでいること、我が国の雇用関係が一方的な関係で成り立っていることなどである。

また、職業安定法では、求人時の労働条件の明示を義務付けてはいるものの、「うその求人」を出した企業を直接処罰する規定がないため、このような求人詐欺の横行を許していることも原因の

平成二十八年二月十八日 衆議院会議録第十二号

議長報告

一つであると思われる。

そこでお尋ねする。

一 政府は、ハローワークへの求人票の労働条件が実際の企業の現場でどのようなものになっているかの調査をなぜ行っていないのか。

二 実態調査は、労働基準監督署による企業への立ち入り調査等現行の制度・法律等で十分対応可能ではないか。それとも対応可能であるが、組織体制の手薄さ等でできなかったのか。

三 ハローワークの求人票が実際の労働条件と異なる、いわゆる「うその求人」「好条件」を出した企業に求職者を紹介することは、国がブラック企業に労働者を送り込むことに加担することになりかねない。政府の認識はどうか。

四 政府は、このような深刻な事態を把握しておきながら、未だに有効な対策を講じていない。このことは、政府が放置しているとの非りを免れないものである。今後、どのような抜本的かつ有効な対策を講じる考えか。

右質問する。

内閣衆質一九〇第一一八号

平成二十八年二月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員仲里利信君提出ハローワークの求人票の労働条件が実際と違うことにより離職の増大に繋がることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出ハローワークの求人票の労働条件が実際と違うことにより離職の増大に繋がることに関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「調査」の意味するところが必ずしも明らかではないが、公共職業安定所（以下「安定

所」という。）においては、求職者等から、求人票で示された労働条件が実際の労働条件と異なるとの相談があった場合は、従来から、求人者への迅速な事実確認を実施しており、政府としては、実態把握に努めているところである。

三について

政府としては、求人票で示された労働条件が実際の労働条件と異なる事案への対応は重要と認識しており、このような事案については、安定所において職業紹介の保留や是正指導を行うとともに、「ハローワーク求人ホットライン」を設置する等、対応の強化を図っているところであり、御指摘は当たらないと考えている。

四について

お尋ねについては、引き続き、厚生労働省の「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」における議論を踏まえ、対策を検討してまいりたい。

平成二十八年二月八日提出
質問 第一一九号

元首相補佐官の辺野古の海の砂地等発言に関する再質問主意書

提出者 仲里 利信

元首相補佐官の辺野古の海の砂地等発言に関する再質問主意書

元首相補佐官の辺野古の海の砂地等発言に関しては、一月十八日付け質問主意書第五六号で質問を行い、一月二十六日付けで答弁を得たところである。

その際行った質問二で「ジュゴン」は辺野古の海を餌場として利用していることが報告されているが、政府の認識はどうか」と質問したところ、政府は「辺野古の海の範囲が必ずしも明らかでない」、「環境省が平成十三年度から平成十七年度までにかけて実施した「ジュゴンと藻場の広域的調査」において、辺野古地先の海草藻場では、平成

十四年度にジュゴンの食み跡が確認されている」、「防衛省沖縄防衛局が平成二十四年十二月二十七日から公告し、縦覧に供した「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書」においては、辺野古地先の海草藻場について、平成十六年度から平成二十三年度までの間、明瞭なジュゴンの食み跡が確認されていない」と答弁した。これらの答弁はいずれも事実と反し、またははぐらかそうとし、さらには質問の眼目である「認識の有無」について全く答えようとしていないため、議員の質問権を否定することになりかねないものである。

さらに、質問三で「岡本氏の発言を不適切な発言として、公式に訂正するとともに、市民や自然保護関係者、政府関係者に説明すべきではないか」と質問したところ、政府は「米国で開かれた在米日本大使館と日米のシンクタンクの共催によるシンポジウムは、日米安全保障体制及びこれに関する諸課題について自由な意見交換を行うことを目的としており、今後の自由な意見交換に支障を来すおそれがあることから、発言の逐一についてお答えすることは差し控えたい」と答弁した。

この答弁は、不適切な発言の是正と自由闊達な意見交換の確保を恣意的に混同したものであり、到底看過することはできないものである。そこで再度お尋ねする。

一 政府は、答弁で「辺野古の海の範囲が必ずしも明らかでない」としている。これは、ジュゴンの回遊及び餌場として利用していることが明らかになっているジュゴン大浦湾に意図的に言及しないようにしているか、若しくははぐらかそうとしているかと思われる。

このため、あえて本職が当初質問した「辺野古の海」に敷衍するならば、「辺野古の海」とは、辺野古新基地建設埋立工事等により影響を被ることが予想されるキャンプ・シュワブ沿岸域（宜野座村含む）、臨時制限水域の内外、大

浦湾等いわゆる生物学的及び水利的に不離一体の海域として捉えるべき海域のことである。

この「辺野古の海」において、「ハマサンゴ属等のサンゴ類のほか、魚類、貝類、藻類等の生息及び生育が確認」されていることは、今回の政府答弁からも明らかにされているが、特に「生息及び生育」に言及したことは高く評価されるべきものである。

なぜならば、この「生息及び生育」の意味は、生物学的には極めて重要な機能であり、これを認めたことはとりもなおさず政府が「辺野古の海」の保護の必要性を認めたことに他ならない。

そうであるならば、「辺野古の海」は、豊かな再生産能力があり生物多様性に富む海域であつて、保全すべき海域として位置付けるべきであると思われるが、政府の認識はどうか。改めて問う。

二 政府は「平成十四年度はジュゴンの食み跡が確認されているが、平成十六年度から平成二十三年度までの間、明瞭なジュゴンの食み跡が確認されていない」と答弁した。

それはあたかも「もうジュゴンは辺野古の海を餌場として利用していない」ということを強調したいがための方便であることが透けて見える。

しかも平成二十一年、平成二十三年及び平成二十六年に沖縄防衛局や民間の自然保護団体等が実施した調査等では、それぞれジュゴンの食み跡が確認されていることからして、極めて不自然な内容と対応である。それでは、なぜ政府は公表されている事実を敢えて伏せて、今回答弁しないようにしているのか。説明を求める。

三 沖縄防衛局は、事後調査として毎年、「シユワプ水域生物等調査」を実施している。この調査結果はこれまで、調査を行った年の翌年の五月に公表・開示していたものであるが、平成二

十六年分についてはこれまで要求があつたのに関わらず、一切公表していない。政府はこの調査結果を直ちに公表すべきではないか。

四 政府があくまでも「辺野古の海にジュゴンの食み跡が確認されていない」と強弁するならば、民間の自然保護団体が申請している臨時制限水域内やシユワプ大浦湾内等での科学的調査を直ちに認めて、継続的かつ広範囲な調査を行わせて、その調査結果を比較・検討して「辺野古の海にジュゴンの食み跡があるか否か」を判断すべきではないか。

五 沖縄防衛局が事後調査として毎年実施している「シユワプ水域生物等調査」や環境省が実施している「ジュゴンの生息調査地点」にシユワプ大浦湾等「辺野古の海」が含まれていない理由は何か。

六 政府は、岡本氏の誤つた発言を不適切な発言として公式に訂正することに対して、「自由な意見交換に支障を来すおそれがあることから、発言の逐一についてお答えすることは差し控えたい」と答弁した。この答弁は、一見民主主義における言論の自由を標榜し守ることを述べているかのように見受けられる。しかし、政府関係者が不適切な発言を公式な場で行つたのであれば、政府は当然、直ちに是正すべきであつて、それが自由闊達な意見交換に支障を来すとか、雰囲気壊すことを懸念すべきものではない。

政府が当然行うべきことを様々な理由を挙げて実施しないことは、恣意的に民主主義を捻じ曲げ、言論の自由と混同させようとするものであると思われるが、政府の認識はどうか。

七 自然環境保全法では、第二条で国等の責務として「自然環境の適正な保全が図られるよう」に、それぞれの立場で努めることが謳われている。また同法第四条で「おおむね五年ごとに自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に

必要な基礎調査を行う」ことになっている。それでは、政府は「辺野古の海」において、これまで同法に基づく五年ごとの基礎調査をどのように行い、その結果はどうか、その基礎調査結果に基づきどのような施策で自然環境の適正な保全を講じてきたのか、明らかにせよ。

内閣衆議院議員 内閣総理大臣 安倍 晋三
平成二十八年二月十六日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員仲里利信君提出元首相補佐官の辺野古の海の砂地等発言に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出元首相補佐官の辺野古の海の砂地等発言に関する再質問に対する答弁書

一 について
先の答弁書（平成二十八年一月二十六日内閣衆議院議員仲里利信君提出元首相補佐官の辺野古の海の砂地等発言に関する再質問に対する答弁書）において、以下「前回答弁書」という一及び二についてお答えしたことは、沖縄県名護市辺野古地先（以下「辺野古地先」という。）の海域については、ハマサンゴ属等のサンゴ類のほか、魚類、貝類、藻類等の生物の生息及び生育が確認されているという事実関係を述べたものである。これらの生物が生息及び生育している事実関係を述べたことをもって、御指摘のように「辺野古の海」の保護の必要性を認めたことに他ならない」ということになるものではない。

二及び四について
辺野古地先の海草藻場におけるジュゴンの食み跡については、前回答弁書一及び二についてお答えしたとおり、平成十四年度に確認されている。また、平成十六年度から平成二十三年

度までの間は、明瞭なものは確認されていない。

また、辺野古地先以外の海域については、防衛省沖縄防衛局が平成二十四年十二月十八日に沖縄県知事に送付し、同月二十七日から公告し、縦覧に供した「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書」において、辺野古地区（大浦湾西部）、大浦湾東部及び嘉陽地区の海草藻場で食み跡が確認されている旨記載されている。さらに、同年から平成二十六年までに、普天間飛行場代替施設建設事業の実施に当たって、周辺環境への影響の程度を把握し、その結果に基づいて適切な環境保全措置を講ずることを目的に、同局が実施している環境監視調査の一環として行つた水域生物等の調査（以下「水域生物等調査」という。）においても辺野古地区（大浦湾西部）及び嘉陽地区の海草藻場で食み跡が確認されている。

三 について
平成二十四年から平成二十六年まで行つてきた水域生物等調査の結果については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）に基づき開示請求があれば適切に対応してきているところであるが、同年分の水域生物等調査の結果の公表については、今後検討してまいりたい。

五 について
水域生物等調査の調査範囲は、名護市キャンブ・シユワプ沿岸域及び沖縄本島周辺海域としている。

また、環境省においては、平成十三年から平成十七年度までにかけて沖縄本島周辺及び本島に比較的近い島嶼の海草藻場について実施した「ジュゴンと藻場の広域的調査」の結果に基づき、ジュゴンが餌場として利用している頻度が高い古宇利海域、済井出海域、嘉陽海域の三つの海域を対象に、ジュゴンの食み跡のモニタリング調査を実施している。

六について
お尋ねについては、前回答弁書三についてでお答えしたとおりであり、「恣意的に民主主義を捻じ曲げ、言論の自由と混同させようとするものである」との御指摘は当たらない。

七について
環境省においては、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第四条の規定に基づき、自然環境に関する基礎調査を、昭和四十八年度から植生、動植物の分布、干潟、藻場、サンゴ礁等の調査項目別に辺野古地先の海域を含む日本全国において実施しており、その具体的調査手法及び調査結果に関する情報については、同省ホームページ等において公表されているとおりである。

また、同省においては、環境影響評価等の基礎資料として活用されるよう、当該結果を同省ホームページ等において公表するとともに、同法第十四条の規定に基づく原生自然環境保全地域の指定、同法第二十二條の規定に基づく自然環境保全地域の指定並びに自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第五条の規定に基づく国立公園及び国定公園の指定を行い、これらの指定された地域に関する計画の決定又は見直し等の施策を講ずることにより、自然環境の適正な保全を図っているところである。

平成二十八年二月八日提出
質問 第一二一〇号

厚生年金違法未加入二百万人問題の解決の本
気度(緊急対策の予算化、法令違反事業所への
告発等)に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

厚生年金違法未加入二百万人問題の解決の本
気度(緊急対策の予算化、法令違反事業
所への告発等)に関する質問主意書
民主党の強い要請によって、平成二十六年国民

年金被保険者実態調査(以下、「実態調査」という)に、厚生年金の加入資格を問う新たな質問項目が盛り込まれた。この調査によって、法的に厚生年金に加入させなければならないのに、加入していない人が推計約二百万人いることが判明した。

内閣にはこの問題を解決する本気度が全く見えてこない。
衆議院予算委員会で行った「緊急対策」は、予算増額をともなうものか。緊急対策が従来の予算の範囲内でされれば、この問題の解決には現在の進捗状況をみると、少なくとも十年以上の時間がかかるというわざを得ない。予備費も含めた予算を増額して、ヒト、モノ、カネ、を集中するおつもりはないか。この問題の解決までに要する時間はどの程度か。

また、現在の厚生年金違法未加入に対する職員数と予算をお示し願いたい。

厚生年金保険法第二百二条、健康保険法第二百八条には罰則がある。どのような罰則か、お示し願いたい。また、これらの条文に基づいて刑事告発した件数、罰則を受けた事業所については把握していないとのことだが、把握する努力をするおつもりはあるか。日本年金機構や協会けんぽが刑事告発をしたことがあるか。政府の承知するところをお示し願いたい。

また、これらの条文に基づく告発や罰則が無さすぎるとお考えか。告発のガイドラインを作り、告発を増やすことを検討する必要があると考えるがいかがか。

この二百万人の業種別の人数の推計値はそれぞれ何人か。また、各業種の全体に占める割合はそれぞれ何%か、お示し願いたい。

推計値をお示しされない場合は、推計値を出せない理由を具体的にお示し願いたい。また、技術的な問題等、どのような問題点が解消されれば推計値を算出できるのか、具体的にお示し願いたい。

この二百万人の推計の元となった実態調査において、業種を特定できるデータは無いのか、お示し願いたい。業種を特定できるデータが無い場合、なぜ、データを収集しなかったのか、理由をお示し願いたい。

厚生年金違法未加入の業種別の人数及び割合を把握することは、この問題の解決に資する重要な情報であると思料するが、政府は業種別の人数及び割合を算出する必要はないとお考えか、政府の見解をお示し願いたい。

答弁漏れや手抜き答弁が無いよう真摯に答弁書を作成していただくことを要請する。
右質問する。

内閣衆質一九〇第一二〇号

平成二十八年二月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員長妻昭君提出厚生年金違法未加入二百万人問題の解決の本気度(緊急対策の予算化、法令違反事業所への告発等)に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出厚生年金違法未加入二百万人問題の解決の本気度(緊急対策の予算化、法令違反事業所への告発等)に関する質問に対する答弁書

厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進については、政府としては、従来から、しっかりと取り組むべき重要な課題であると考えている。そのため、先の答弁書(平成二十八年一月二十六日内閣衆質一九〇第五八号)一についてでお答えしたとおり、これまで行ってきた必要な取組を引き続き、計画的かつ確実に行うとともに、より効果的、効率的に厚生年金保険の未適用事業所に対する適用が促進されるよう必要な対策を検討しているところであり、お尋ねの「この問題の解決

までに要する時間」については、現時点でお答えすることは困難である。また、御指摘の「予算増額」を行うことは考えていない。

お尋ねの「現在の厚生年金違法未加入に対する職員数と予算」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、日本年金機構においては、厚生年金保険の適用促進業務のほかにも、厚生年金保険料の徴収業務等を兼務して従事する職員がいることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

御指摘の健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百八条及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第二百二条においては、事業主が、正当な理由がなく、被保険者(健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下同じ)の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する届出義務、被保険者等に対する資格の取得等の通知義務、保険料を納付する義務並びに文書その他の物件の提出義務等に違反した場合、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する旨が定められている。厚生年金保険を適用すべき事業所に対する適用に当たっては、適用事業所となつた後においても、被保険者資格の取得及び喪失の届出、毎月の保険料納付等、事業主の義務を的確に履行させることが重要と考えており、お尋ねの「刑事告発した件数、罰則を受けた事業所」を把握することは考えていない。また、日本年金機構や全国健康保険協会がこれらの告発を行ったこととは異なるものと承知している。

お尋ねの「これらの条文に基づく告発や罰則が無さすぎるとお考えか」の意味するところは必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。また、御指摘の刑事告発については、事業主の理解を求めながら、可能な限り自主的な加入手続を指導し、保険料納付等の事業主の義務を的確に履行させるよう取り組むとともに、健康保険法及び厚生年金保険法の規定に基づき、個々の事案に応じて、適切に対応してまいりたい。

御指摘の約二百万人程度という推計値については、先の答弁書（平成二十八年一月十二日内閣衆質一九〇第六号）一から四についてで答えたとおりであるが、これについて業種別の人数の推計は行っていない。

平成二十六年国民年金被保険者実態調査の調査票においては、勤務先の業種を調査項目の一つとしているが、これは厚生年金保険の適用業種かどうかを判別するためのものであり、業種別の人数を集計することを目的とするものではないため、業種別の人数や割合を適切に推計することは、精度上の課題があり、困難であると考えている。また、このような理由から、御指摘の「業種別の人数及び割合を算出」については、現時点において、考えていない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所 東京一〇五―八四四五
二番五号 港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局
電 話 03 (3587) 4294
定 価 本号一部
（本体） 二一八円
二一〇円